

[ア行]

○IoT

インターネット技術や各種センサー・テクノロジーの進化等により、従来のインターネット接続端末に加え、家電や自動車、ビルや工場などの様々なモノがインターネットへつながること。

○OESD

持続可能な開発のための教育。現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。

○一時預かり

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

○一般事業主行動計画

労働者が仕事と子育てを両立させることができるよう、事業主が策定する次世代育成支援対策のための行動計画。

現在、101人以上の企業に策定義務がある。

○医療的ケア児

NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等の医療的ケアが日常的に必要なこども。

○インターンシップ

生徒が一定期間、企業等で職場体験実習をする制度。

○OAI

人工知能。人間の知能活動の一部をコンピュータを用いて人工的に再現したもの。

○OSNS

ソーシャルネットワーキングサービスの略。登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス。

○OSDGs

持続可能な開発目標。2015年9月の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットで構成。

○ONICU

低出生体重児や、何らかの病気を持って生まれた新生児を集中的に管理・治療する設備とスタッフを備えた集中治療室。

[カ行]

○学校家庭クラブ活動

学校や地域の中から課題を見だし、課題解決を目指してグループで主体的に計画を立てて実践する問題解決的な学習のこと。

○学校保健委員会

学校におけるこどもたちの健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するために、教職員の他に学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代表、児童生徒、地域の保健関係機関の代表などで構成される委員会。

○家庭教育

親がこどもに対して行う教育で、基本的な生活習慣や倫理観、自制心、自立心など「生きる力」の基礎的な資質や能力を育成するもの。

○家庭の日

長崎県子育て条例において、毎月第3日曜日を標準として、家族そろって団らんの機会を増やすことによって、愛情と信頼に結ばれた温かい家族関係を育てることを目的として定めた日。

○危険ドラッグ

大麻、覚醒剤に似た幻覚作用や興奮作用を持ち、アロマやお香等と称して販売されている。これらを使用し、車両を運転したことによる重大な事件・事故や健康被害が相次いで発生している。

○希望出生率

若い世代における結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなう場合に想定される出生率。

○キャリア教育

働くことの意義や目的など望ましい勤労観・職業観や職業に関する知識・技能を身につけさせる教育、自分の個性や適性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。

○グリーン・ツーリズム

農山漁村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

○「くるみん」の認定

一般事業主行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、申請を行うことにより、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定（くるみんマークの認定）を受けることができる制度。

○合計特殊出生率

「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当する。

○校内教育支援センター

不登校児童生徒や教室に入りづらさを感じている児童生徒が、落ち着いた環境で自分に合ったペースで学習・生活できる、空き教室等を活用した学校内のスペース。スペシャルサポートルーム（SSR）と呼ばれることもある。

○ココロねっこ運動

こどもの心の根っこを育てるために大人のあり方を見直し、こどもの健やかな成長を促すための活動や取組のことで、長崎県独自の県民運動。

○こども家庭センター

全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関。妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。

○こども時間

こどもと一緒に過ごすなど、こどものために使う時間。

○こども・女性・障害者支援センター

児童相談所の機能を持った県の機関で、長崎市と佐世保市に設置している。

○こども誰でも通園制度

0～2歳児の未就園児を含め、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するために創設された、就労要件を問わず時間帯で柔軟に利用できる制度。

○こども場所

こどもたちの居場所・遊び場や子育て世帯などへの各種支援拠点等。

○子ども110番の家

こどもが何らかの被害に遭ったり、遭いそ

うになったり、助けを求めてきたりした場合に「こどもの一時保護」、「110 番通報を始めとした警察への連絡」などの措置をとる地域安全ボランティア。

○子ども・若者

平成 22 年 4 月に施行された子ども・若者育成支援推進法において、乳幼児期から 30 代までを指す。従来の「青少年」に代えて「子ども・若者」という言葉を使用。

[サ行]

○里親

何らかの事情で、保護者と一緒に生活することができないこどもを家族の一員として迎え入れ、保護者に代わり温かい愛情と家庭的な雰囲気や養育することを希望する者で都道府県が適当と認めるもの。

○仕事と生活の調和

ワーク・ライフ・バランス。個人が仕事上の責任を果たしつつ、結婚や育児をはじめとする家族形成のほか、介護やキャリア形成、地域活動への参加等、個人や多様なライフスタイルの家族がライフステージに応じた希望を実現できるようにすること。

○次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ育成される環境の整備を図ることを目的とした法律。

○市町子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第 61 条の規定により、市町が定めることが義務付けられた計画。市町村は、この計画に基づき、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援等を実施することとされている。

○児童館

児童福祉法に基づく児童厚生施設で、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設。児

童の遊びを指導する児童厚生員などが配置され、こどもの遊びやスポーツ、読書等の健全育成活動のほか、こども会や母親クラブの育成、放課後児童健全育成事業等の活動などが行われ、地域における子育て支援の拠点施設となっている。

○児童扶養手当

ひとり親家庭の生活の安定とともに自立を促し、児童福祉を増進することを目的として、離婚などにより父又は母の一方としか生計を同じくしていない児童の父、母又は養育者に対し、一定の支給要件に該当する場合に、受給者の所得水準に応じて支給される手当。

○児童家庭支援センター

こども、家庭、地域住民などからの相談に応じて必要な助言・指導を行うとともに、関係機関や施設との連絡調整などを総合的に行う相談機関。児童相談所を補完するものとして、児童養護施設等の児童福祉施設等に設置されている。

○児童養護施設

保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する。

○少年警察ボランティア

警察本部長等が委嘱した少年の非行防止及び保護等を図るための活動を行うボランティアで、少年補導員、少年指導委員等をいう。

○少年サポートセンター

少年補導職員等が街頭補導、少年相談活動、非行防止講話等を通じて、少年非行、被害防止、立ち直り支援等を行う県警本部少年課に設置している専門部署。

○周産期医療

妊娠満 22 週以降、出産 7 日未満の期間にある母子を対象に、ハイリスク症例（妊産婦、胎児及び早期新生児について集中管理の必要な症例）の出生前から、新生児集中治療管理室退院後のフォローアップまで含めた一連の医療。

○スクールカウンセラー

いじめや不登校など、様々な悩みをもつ児童生徒の心の問題に対応するために、学校に配置される臨床心理士等の資格を有する専門家。

○スクールソーシャルワーカー

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を有する者で、児童生徒の生活環境上の問題に対して、福祉機関等と連携し、福祉的なアプローチにより課題解決を支援する専門家。

○生活困窮者自立支援制度

生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対する自立の支援を目的とした制度。県や市町が設置する相談窓口において、生活困窮者からの相談に幅広く応じ、様々な事業の活用や関係機関との連携などにより、就労その他の自立に向けた様々な事業の活用や関係機関との連携などにより、就労その他の自立に向けた支援を行う。

○生活保護制度

資産や能力等すべてを活用しても、なお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度。

○潜在保育士

保育士資格を持ちながら、現在は保育士として働いていない者。

○総合型地域スポーツクラブ

誰もがそれぞれの体力や年齢、技術、興味

や目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができ、地域住民が協力して主体的に活動・運営していくクラブのこと。

【タ行】

○地域子育て支援拠点

公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流を行う場所。支援拠点において、育児相談、情報提供、その他の援助を実施する。

○地域子ども教室

放課後や土曜日等に学校等を活用して、こどもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、こどもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供するもの。

○地域若者サポートステーション

働くことに踏み出したい若者たちと向き合い、本人や家族だけでは解決が難しい「働き出す力」を引き出し、「職場定着するまで」をバックアップする厚生労働省委託の支援機関。

○ODV

ドメスティック・バイオレンス。配偶者や恋人からの暴力。

○電子黒板

コンピュータの画面上の教材をスクリーンまたはディスプレイに映し出し、それらの上で直接操作して、文字や絵の書き込みや移動、拡大・縮小、保存等ができる機器。

○特定教育・保育施設

認定こども園、幼稚園及び児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所のうち、市町村長が施設型給付費（施設が教育・保育を提供するために必要な費用に対する財政支援）の支給に係る施設として確認する教育・保育施設。

○特定旅客施設

鉄道駅やバスターミナルなどの旅客施設のうち、利用者数が多い（1日あたり5,000人以上）ものや、高齢者、身体障害者の利用が特に多い（1日あたり5,000人以上が利用する施設と同程度の利用者がある）と認められたもの。

○都市公園

休息、遊戯、運動などのレクリエーションを主な目的とする公共空地であり、都市における施設と位置付けられた、いわゆる一般的な公園のこと。

【ナ行】

○長崎県少年保護育成条例

少年の心身の健全な発達に有害な影響を与え、又はそのおそれのある行為を防止するとともに、少年をとりまく社会環境を浄化し、少年の健全な育成を図ることを目的とする条例。

○長崎っ子の心を見つめる教育週間

長崎県のすべての公立学校で、5月から7月の間のいずれかの1週間を「長崎っ子の心を見つめる教育週間」として、教育活動を公開し、学校と保護者や地域の方々が連携して「心豊かな長崎っ子」の育成を図る取組。

○ながさきファミリープログラム

本県が平成22年度に作成した参加型の親育ち学習プログラムで、グループ学習により親同士が交流し、支えあう関係を築き、またネットワーク構築を目指す。

○ニート

15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない非就業者。

○24時間子供 SOS ダイヤル（親子ホットライン）

いじめ等に悩む児童生徒や保護者等が24時間いつでも相談できる電話相談窓口。

○日本版 DBS

教育・保育施設等やこどもが活動する場等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組み。

○乳児院

保護者の養育を受けられない乳幼児を養育する施設。乳幼児の基本的な養育機能に加え、被虐待児・病児・障害児などに対応できる専門的養育機能を持つ。

○認定区分

1号認定：満3歳以上の小学校就学前のこども（2号認定に該当する者を除く。）

2号認定：満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、保護者の就労等の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

3号認定：満3歳未満のこどもであって、2号認定と同様の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

○認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、就学前のこどもに幼児教育・保育を提供する機能及び地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県知事が認定した施設。

○農泊

日本ならではの伝統的な生活体験と農村地域の人々との交流を楽しみ、農家民宿、古民家を活用した宿泊施設など、多様な宿泊手段により旅行者にその土地の魅力を味わってもらう農山漁村滞在型旅行。

【ハ行】

○発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が低年齢において発現するもの。

○バリアフリー

高齢者・障害者だけでなく、妊産婦や子どもにとっても暮らしの中で行動の妨げとなる障壁や危険箇所を取り払い、安全で快適な生活環境をつくること。

○ひきこもり

様々な要因の結果として、社会的参加を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態。

○ひとり親家庭等

母子家庭、父子家庭及び寡婦。

○ひとり親家庭等自立促進センター

母子家庭の母等の自立を促進するため、就業相談、技能習得、就業情報提供に至るまでの一貫した就業支援サービスなどを提供する。

○ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、病児・病後児の預かりや早朝・夜間等の緊急時の預かりなど、地域において、育児の援助を受けたい人で行いたい人が助け合う相互援助活動に関して連絡調整する事業。

○ファミリーホーム

里親家庭等をひとつの小規模な施設とみなし、5人～6人を定員として、こどもを養育する制度。

○フィルタリング

パソコンやスマートフォン等において、有害なホームページを選別し、こどもに見せないようにするための機能。

○不登校

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により児童生徒が登校しない、あるいは、したくともできない状況に

あること。

○ブルー・ツーリズム

島や沿海部の漁村に滞在し、魅力的で充実した海辺での生活体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動の総称。

○フレッシュワーク

国が若者の就業促進のため策定した「若者自立・挑戦プラン」に基づく、相談から就職までのサービスを一か所で実施するため、県が長崎市に設置した施設。

○プレコンセプションケア

男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すこと。

○ペアレント・プログラム

子育てに難しさを感じる保護者が、こどもの「行動」の客観的な理解の仕方を学び、楽しく子育てに臨む自信を身につけることを目的としたグループ・プログラム。

○ペアレンタルコントロール

パソコンやスマートフォン等において、使用状況の把握等を行う機能。また、スマートフォンをはじめとした電子メディアの利用に際し、アプリ等により同機能やフィルタリング機能の設定、家庭内でルールを決めるなど、保護者がこどものインターネット利用を管理すること。

○ペアレントメンター

自らも発達障害のあるこどもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親。相談対応や必要な情報の紹介、自らの育児経験の紹介等により発達障害のあるこどもの保護者への支援を行う。

○放課後児童クラブ

保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や学校の休業日に児童館

や保育所、学校の余裕教室などを利用して、遊びや生活の場を与えて適切な指導を行い、健全な育成を図る事業。

○母子会

母子家庭母及び寡婦の福祉の増進を目的に組織された団体。

[マ行]

○マザーズコーナー

子育てしながら就職を希望している方に対して、こども連れで来所しやすい環境を整備し、個々の希望やニーズに応じたきめ細かな就職支援を行うことを目的として公共職業安定所に設置されているもの。

○メディアリテラシー

各種メディアを主体的に読み解く能力や、メディアの特性を理解する能力、新たに普及する ICT 機器にアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションを創造する能力等のこと。

[ヤ行]

○ユニバーサルデザイン

年齢や障害の有無などによる特定の人のためのデザインではなく、最初からできるだけ多くの人が使いやすいように製品、建物、環境をデザインすること。

[う行]

○療育

医学的治療と教育その他の科学を総動員して障害児の可能性を開発し、自活できるように育成すること。